

常陸河川国道事務所における河川利用Q & A 目次

No	分類	質問	
45	河川管理	基事項 堤防や護岸等の河川管理施設や利用施設が壊れているのを見つけたら、どこに連絡すれば良いのでしょうか？	
46		不法投棄 河川敷に多くのゴミや不法投棄がありますが、河川管理者はどのような対処をしているのでしょうか？	
47			頻繁にゴミが捨てられる所を何とかしてもらえませんか？
48			河川流域内のゴミの撤去作業はどのようにされているのでしょうか？
49			「ゴミマップ」は何のために公表されているのでしょうか？
50	除草	堤防除草はなぜ行う必要があるのでしょうか？	
51		堤防の除草は、年に何回実施していますか？また、堤防の除草をしてもらいたいのですが、どこに連絡すれば除草してもらえますか？	
52		除草後の刈草が欲しいのですが、どこに連絡すれば良いですか？	
53		公園や運動場、サイクリングロード等も除草してもらえませんか？	
54		除草後の刈草が放置されていて困るのですが、処理してもらえませんか？	
55		農地に影響があるので、堤防に除草剤を撒いたり、野焼きを行っても良いのでしょうか？	
56	堤防の劣状	堤防が雨で削られていますが大丈夫でしょうか？	
57		雨の日に堤防天端等の道路が水溜りになりますが、補修してもらえないのでしょうか？	
58	施設の安全性	階段や手すりなどの施設が壊れていますが、どこに連絡すれば良いのでしょうか？	
59		川沿いの県道や市町村道、橋梁に危険な場所があるので補修してもらえないのでしょうか？	
60		洪水時には、誰が樋管操作を行っているのでしょうか？	
61	地搬携	クリーン作戦の日程について教えていただけませんか？	
62	防災情報	現在の雨量や河川の水位や流量を知りたいのですが、何を見れば分かりますか？	
63		はん濫危険水位、避難判断水位、はん濫注意水位とは、何ですか？	
64		水防団とは、何ですか？	
65		「ハザードマップ」にはどのようなものがありますでしょうか？また、どこで入手できるか教えていただけませんか？	
66		洪水の時に気を付けることは何ですか？	
67	ライブカメラ	ライブカメラは何のために設置しているのでしょうか？	
68		ライブカメラの設置される場所はどこになるのでしょうか？またどこを見たら利用できますでしょうか？	

Q45 堤防や護岸等の河川管理施設や利用施設が壊れているのを見つけたら、どこに連絡すれば良いでしょうか？

A45 その場所を管轄する出張所まで、ご連絡ください。

那珂川・久慈川を管理する常陸河川国道事務所には、5つの出張所があります。堤防や護岸等の河川管理施設が壊れているのを発見したら、その場所を管轄する下記の出張所までご連絡ください。



Q46 河川敷に多くのゴミや不法投棄がありますが、
河川管理者はどのような対処をしているのでしょうか？

A46 定期的な河川巡視により、ゴミや不法投棄の監視を行っています。

河川における不法投棄物は、河川の清潔の保持や
景観の面で支障があるだけでなく、洪水時に流下
することによって河川管理施設に損傷を加える恐れ
があります。

そのため、週に2～3回の頻度で河川巡視を行い、
河川区域内のゴミや不法投棄の状況を監視していま
す。

その後、一般の方から通報等があった箇所も含め、警察や市町村と協力して速や
かに撤去するよう心がけていますが、河川区域内の民地については土地所有者に撤
去して頂いています。

なお、不法投棄の再発防止として、Q47のような対策を実施しています。



Q47 頻繁にゴミが捨てられる所を何とかしてもらえませんか？

A47 看板や進入防止柵の設置、除草などの各種対策を実施しています。

頻繁にゴミが捨てられている箇所については、再
度捨てられないための予防策として、「不法投棄禁
止」看板や進入防止柵の設置、除草などにより投棄
しやすい死角を無くすなど各種対策を実施してい
ます。

河川敷にある占用地(公園や広場、運動場等)は、
地元自治体などが許可を受けて施設を設置・整備しています。

ゴミ等に関するお問い合わせは、施設の管理者へお願いいたします。



Q48 河川区域内のゴミの撤去作業はどのようにされているのでしょうか？

A48 不法投棄物の所有者確認を行った後、国の予算(税金)でゴミを撤去しています。

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金を科すなど、厳しい罰則が設けられています。

そのため、河川区域内でゴミや不法投棄を発見した場合、まずは所有者の確認を行います。

所有者が分かった場合は、所有者へ連絡して撤去を求めますが、その大半は所有者が見つかりません。

所有者が不明な場合、注意文書を貼付し、所有者の自主的な撤去を求めます。



ゴミへの注意文貼付状況

それでも、撤去されない場合は、やむを得ず常陸河川国道事務所から委託した業者が撤去を行いますが、ここには国の税金が用いられています。

Q49 「ゴミマップ」は何のために公表されているのでしょうか？

A49 河川美化への啓発や水環境・河川環境への意識向上を図り、不法投棄が減少することを期待しています。

河川敷のゴミの不法投棄の実態を流域住民の皆さんに知っていただき、那珂川・久慈川の美化への啓発や水環境への意識の向上を図ることで、不法投棄が減少されることを期待しています。

詳細は、事務所ホームページをご覧ください。

那珂川水系：<http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00059.html>

久慈川水系：<http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00031.html>

Q50 堤防除草はなぜ行う必要があるのでしょうか？**A50 点検時に表面の変状が見えるように、堤防除草を実施しています。**

堤防は、原則として土で作られています。

土で作られた堤防は、雨水や流水で浸食されやすく、護岸や植生等で表面を保護し、堤防としての機能を確認しておく必要があります。

同時に、洪水や地震、利用等によって変形しやすい特性があるため、出水期前 及び 出水時に堤防表面を目視等で点検する必要があります。

そのため、堤防除草は、点検時に表面の変状が見えるように、点検に合わせて実施しています。

また、植生で被覆された堤防は、堤防を弱体化させる恐れのある植生（カラシナや外来牧草等）が生育する恐れがあります。堤防除草では、これらの植生の除去も兼ねています。



雨水で侵食された堤防



堤防除草

Q51 堤防の除草は、年に何回実施していますか？

また、堤防の除草をしてもらいたいのですが、どこに連絡すれば除草してもらえますか？

A51 堤防の除草は、出水期前と台風期前の2回実施しています。

堤防の除草は、重点的に堤防の点検を行う出水期中に実施しています。

那珂川・久慈川の場合は、植物が急成長する時期である、出水期前（5月～6月頃）に1回、台風期前（8月～9月頃）に1回の計2回実施し、堤防の表面が見えるように草丈を低く維持しています。

しかし、堤防除草の予算は年々削減されているため、除草回数を増やすことは難しい状況です。河川利用者の方々のご理解とご協力をお願いいたします。

Q52 除草後の刈草が欲しいのですが、どこに連絡すれば良いですか？**A52 刈草無償提供の条件に同意いただける場合は、
常陸河川国道事務所 河川管理課 河川維持係 へご連絡ください。**

那珂川・久慈川では、堤防除草で発生した刈草を資源リサイクル 及び コスト縮減の観点から、希望される方々に無償提供しています。

以下の条件に同意いただける方は、下記連絡先にご連絡ください。

なお、提供時期や提供範囲等の詳細は、事務所ホームページ上でお知らせいたしますので、ご確認ください。

(事務所ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00070html>)

【刈草無償提供の主な条件】

1. 刈草については、集草までを国土交通省常陸河川国道事務所で行い、積込み運搬については、刈草の提供を受ける方の負担において実施していただきます。
2. 刈草の積込み運搬時に河川管理施設及び許可工作物等に損傷を与えた場合は、刈草提供を受ける方の負担において国土交通省常陸河川国道事務所の指示のもとに原形復旧していただきます。
3. 提供した刈草に異物等が混入しても国土交通省常陸河川国道事務所は、一切の責任を負いません。
4. 提供した刈草により農作業及び家畜等に事故等が発生しても国土交通省常陸河川国道事務所は、一切の責任を負いません。

【問合せ先】

国土交通省 関東地方整備局

常陸河川国道事務所 河川管理課 河川維持係

TEL：029-240-4071（平日8：30～17：15）

住 所：茨城県水戸市千波町1962-2

Q53 公園や運動場、サイクリングロード等も除草してもらえませんか？**A53 公園や運動場、サイクリングロード等の除草は、施設管理者が実施しています。施設管理者へお問い合わせください。**

常陸河川国道事務所では、河川維持管理行為として堤防の除草を実施しています。

河川敷にある占用地（公園や運動場等）に付属する施設は、地元自治体などが許可を受けて施設を設置・整備しており、除草等の維持管理も施設管理者に実施していただくようお願いしております。

また、堤防上の占用地（道路やサイクリングロード等）は、施設脇の幅1mまで除草をお願いしています。

占用地及びその周辺の除草に関しては、施設の管理者へお問い合わせください。

Q54 除草後の刈草が放置されていて困るのですが、処理してもらえませんか？**A54 刈草の処理は、維持管理コスト削減のため、2回目の除草の後にまとめて実施しています。**

常陸河川国道事務所では、年2回の堤防除草を実施していますが、コストを削減するため、刈草の処理は2回目の除草（8～9月頃）の後にまとめて実施しています。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

Q55 農地に影響があるので、堤防に除草剤を撒いたり、野焼きを行っても良いでしょうか？

A55 河川の水質悪化や堤防の弱体化をまねくので、どちらも許可できません。

河川は公共物であり、多くの方の憩いの場となっているとともに、河川の水は水道水や農業用水として広く使用されています。

堤防に除草剤を撒くことは、河川利用者及び利水者、水道受給者の安全を害する恐れがあります。野焼きについては、堤防弱体化や周辺への飛び火などの危険性もありますので、ご遠慮いただいております。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

Q56 堤防が雨で削られていますが大丈夫でしょうか？

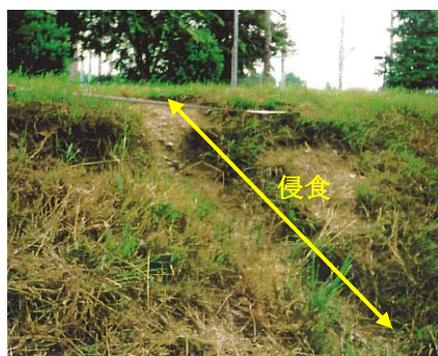
A56 堤防に下記のような変状を発見した際は、管轄する出張所にご連絡ください。

堤防は、原則として土で作られており、その高さや形状、連続性が重要です。しかし、土で作られた堤防は、降雨や洪水、地震、利用等によって変形しやすく、内部に水が浸透すると強度が低下する特性があります。

雨水や流水等で堤防が削られたり、亀裂や陥没が生じると、局所的に水が浸透しやすくなるため、出水時に弱点となり破堤につながる恐れがあります。これらは、出水期前に補修しておく必要があります。



法面の亀裂



侵食



天端の亀裂



陥没

上記のような変状を発見された方は、管轄する出張所までご連絡ください。
 (管轄出張所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00008.html>)

Q57 雨の日に堤防天端等の道路が水溜りになりますが、補修してもらえないでしょうか？

A57 堤防天端や堤防沿いの道路に水溜りがある場合は、管轄する出張所にご連絡ください。

● 堤防天端の道路（堤防保護のための舗装を含む）

堤防は、原則として土で作られており、その高さや形状、連続性が重要です。

しかし、土で作られた堤防は、降雨や洪水、地震、利用等によって変形しやすく、内部に水が浸透すると強度が低下する特性があります。

このような特性から、堤防天端は必要に応じてアスファルト舗装をし、雨の水がしみ込みにくいよう工夫されています。（アスファルト舗装していない場所もあります。）

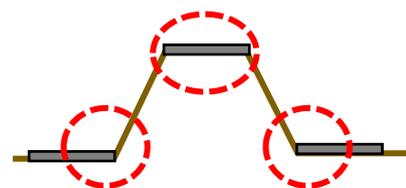
しかし、何らかの理由により堤防天端の道路に水溜りができたり、アスファルトが剥げている場合は、補修を行う必要があります。



堤防沿い道路の水溜り

● 堤防沿いの道路

また、堤防沿いの道路等において、雨ではない日でも水溜りや湿潤状態になっている場合は、堤防が弱体化している恐れがあります。



水溜りの注意箇所

図のような場所に水溜りを発見された方は、管轄する出張所までご連絡ください。

（管轄出張所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00008.html>）

Q58 階段や手すりなどの施設が壊れています、どこに連絡すれば良いでしょう

A58 管轄する出張所にご連絡下さい。

階段や手すりなどが壊れている箇所を発見した方は、その場所を管轄する下記の出張所までご連絡ください。



Q59 川沿いの県道や市町村道、橋梁に危険な場所があるので補修してもらえないでしょうか？

A59 各施設管理者にご連絡ください。

道路や橋梁等は、施設管理者が異なります。

下記以外の国道、県道およびそれに架かる橋梁の場合は県の土木事務所、市町村道及びそれに架かる橋梁の場合は地元自治体にご連絡ください。

なお、国道6号、国道50号及び51号に関しては、担当国道出張所にご連絡ください。

(管轄所ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00008.html>)

Q60 洪水時には、誰が樋管操作を行っているのでしょうか？

A60 河川管理者が定めた操作規則に沿って、地元自治体等に委託し、洪水時の操作を行っています。

洪水の際に川からの逆流を防止するための樋管・水門等は、河川管理者である国土交通省が管理する施設と、利用者が設置し管理している許可工作物があります。

これらの操作は、施設管理者が操作規則を作成し、その規則をもとに施設管理者や地元自治体、地域に住まれている方々に操作を委託しています。



豊岡第一排水樋管（久慈川）

Q61 クリーン作戦の日程について教えていただけませんか？

A61 毎年、河川愛護月間である7月の日曜日に実施しています。
詳細は、事務所ホームページ等でご確認ください。

常陸河川国道事務所では、地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生を目指して、流域の皆様、関係13市町村と共同で、毎年、河川愛護月間の7月の日曜日に『久慈川・那珂川水系一斉クリーン作戦』を実施しています。



開催日時や集合場所等は、実施自治体により異なりますので、7月初旬に事務所ホームページの最新のお知らせをご確認ください。

流域の皆様のご参加をお待ちしております。

Q62 現在の雨量や河川の水位・流量、水質を知りたいのですが、
何を見れば分かりますか？

A62 非常時には、テレホンサービスや各メディアを、
通常時は、テレホンサービスやインターネットをご確認ください。

非常時には、下記方法にて注意・警戒情報をお知らせしています。

【常陸河川国道事務所テレホンサービス（雨量・水位情報：24時間）】

TEL 029-240-4102

【非常時：災害等非常時テレホンサービス】

●ひたちなか市消防本部

TEL 029-272-0119

●NTT テレホンサービス

TEL 市外局番+（177）

[通常、NTTの177番は、天気予報を提供していますが、気象庁から
注意報、警報が発表されますと、臨時に注意・警戒事項が提供されます。]

【各メディア：非常時には、1時間おきに情報を流しています。】

●NHK>テレビ・総合

594KHz・第一（AMラジオ）

83.2MHz・水戸（FMラジオ）

84.2MHz・日立（FMラジオ）

80.3MHz・東京（FMラジオ）

●茨城放送

水戸局>1197KHz（AMラジオ）

土浦局>1458KHz（AMラジオ）

●栃木放送

宇都宮局>1530KHz（AMラジオ）

那須局>864KHz（AMラジオ）

【デジタル対応テレビ】

●NHK

TVリモコンの「d」ボタン→「河川水位雨量情報」を選択（茨城県内）

さらに、平常時も含めた雨量や河川の水位・流量は、以下のURLでもリアルタイムに公表しています。

常陸河川国道事務所「河川・道路気象情報システム」[雨量・水位・流量]

<http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/bousai2/> (PC)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/bousai2/i/> (携帯電話)

国土交通省「川の防災情報」[雨量・水位・水質]

<http://www.river.go.jp/> (PC)

<http://i.river.go.jp/> (携帯電話)

国土交通省「水文水質データベース」[雨量・水位・流量・水質等]

<http://www1.river.go.jp/>

なお、雨量・水位・流量をお伝えする場所の位置は、下図の通りです。



Q63 はん濫危険水位、避難判断水位、はん濫注意水位とは、何ですか？

A63 河川の増水やはん濫などに対する「洪水予報」や「水防警報」の基準となる水位です。

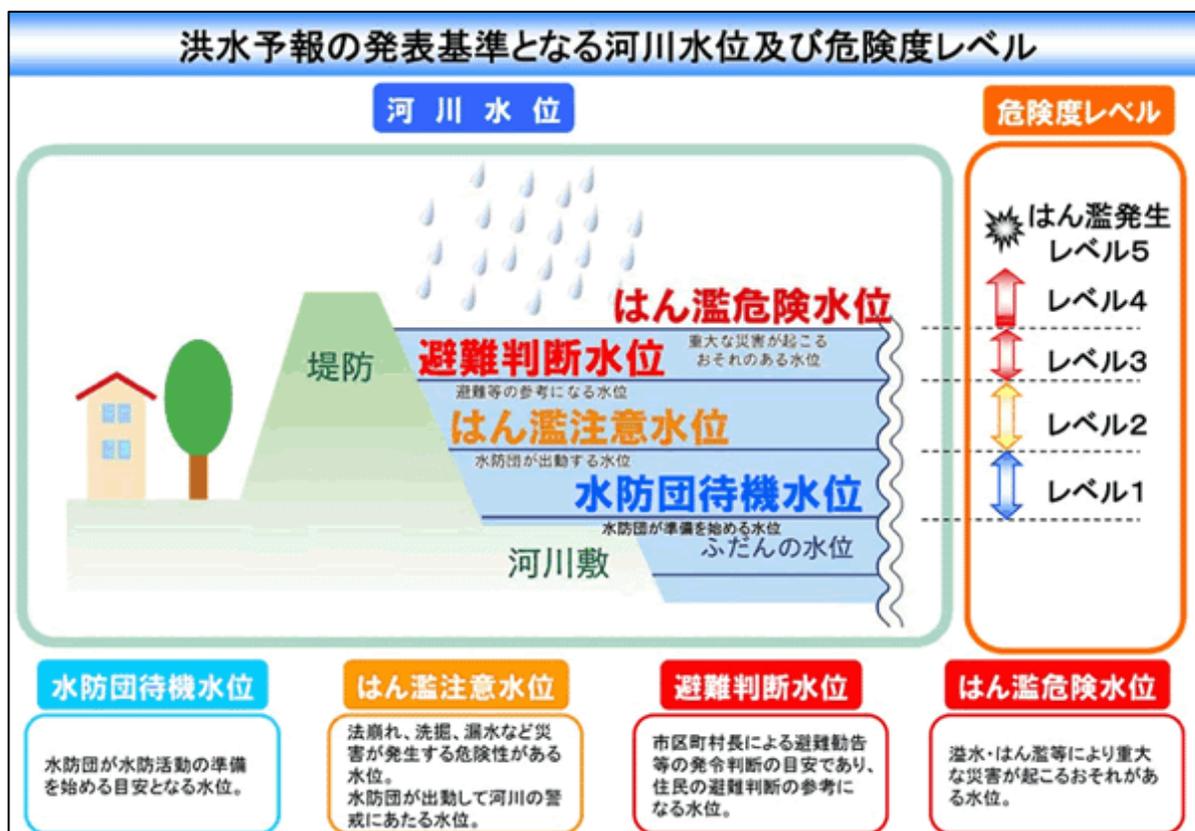
那珂川・久慈川では、河川の増水やはん濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、国土交通省と気象庁が共同で「洪水予報」の発表を行っています。

その危険度レベルの目安となる基準を、はん濫危険水位、避難判断水位、はん濫注意水位と呼び、河川の区間ごとに設定しています。

これらの「洪水予報」は、Q62に示すインターネットや各メディアに加え、常陸河川国道事務所ホームページでも発表していますので、ご確認ください。

(事務所ホームページ：<http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/index.htm>)

実際の避難等にあたっては、市町村が発する避難情報をもとに行動して下さい。



避難判断水位等の設定値（単位：m）

河川名	観測所名	位置	関係市町村	零点高	はん濫危険水位 (危険水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位 (指定水位)	計画 高水位
久慈川	富岡	河口から 25.4 km	常陸大宮市 常陸太田市 那珂市	T.P +16.548	3.1	2.5	2.5	1.5	6.09
	榑橋	河口から 6.2 km	常陸太田市 那珂市 日立市 東海村	T.P -0.098	6.0	5.1	3.7	2.7	7.54
山田川	常井橋	久慈川合 流点から 7.1 km	常陸太田市	T.P +17.233	3.3	3.0	3.0	2.0	4.45
里川	機初	久慈川合 流点から 4.6 km	常陸太田市	T.P +8.197	3.1	3.0	3.0	2.0	4.60
那珂川	小口	河口から 82.0 km	那須烏山市 大田原市 那珂川町 茂木町	T.P +99.783	5.5	5.0	5.0	4.0	9.67
	野口	河口から 38.3 km	常陸大宮市 水戸市 那珂市 城里町	T.P +21.756	4.1	3.7	3.5	2.5	7.56
	水府橋	河口から 12.4 km	水戸市 ひたちなか市 大洗町 茨城町	T.P -1.317	6.8	6.0	4.0	3.0	8.36
藤井川	野口	那珂川 河口から 38.3 km	常陸大宮市 水戸市 那珂市 城里町	T.P +21.756	4.2	3.9	3.5	2.5	7.56
桜川	水府橋	那珂川 河口から 12.4 km	水戸市 ひたちなか市 大洗町 茨城町	T.P -1.317	7.9	7.2	4.0	3.0	8.36
涸沼川	水府橋	那珂川 河口から 12.4 km	水戸市 ひたちなか市 大洗町 茨城町	T.P -1.317	6.4	6.2	4.0	3.0	8.36

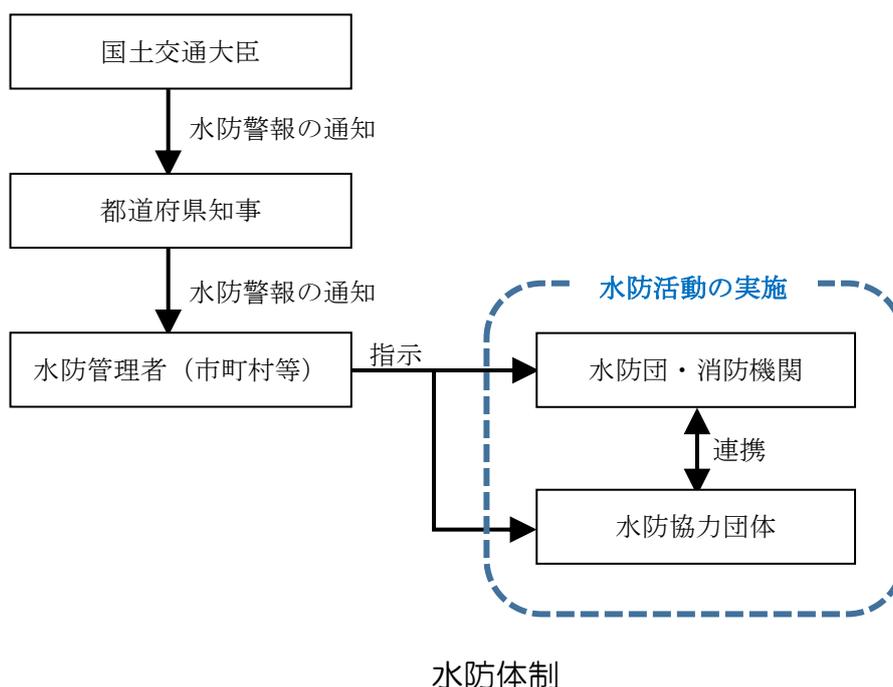
Q64 水防団とは、何ですか？

A64 洪水などの被害を最小限に食い止めるために水防活動をしている地域の方々です。

日本全国では、古くから治水対策を行っていますが、多くの費用と長い期間が必要とされるため、未だ万全というわけではありません。

そこで、「洪水や高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する」ことを目的とした水防法が1949年に制定されました。

水防法では、国土交通省及び都道府県知事から通知される水防警報に対して、水防の第一義的責任は市町村等の水防管理者が有しており、水防管理者が水防団や消防機関を出動させる仕組みとなっています。



なお、洪水や津波などが起きたときは、被害を最小限に食い止め、人命や財産を守るために、水防団や水防協力団体が、次頁のような「水防活動」を行っており、その中心となっているが「水防団」です。

お問い合わせ等は、管轄する水防管理団体（市町村）にお願いいたします。

水防警報(準備)発令



■水防倉庫、通信の点検

出動時に備え、水防倉庫内の資器材(土のう、縄、スコップなど)を点検し、連絡体制の確認を行い、水害に備えます。



■堤防巡視

危険箇所を早期発見とともに水防本部への現状報告をします。

日頃の訓練



日頃から万一の水害に備え、スムーズに水防活動を行える様に、水防訓練を行っています。また、水防の技術的なリーダーの育成や水防技術の向上、若い世代への伝承のために水防技術講習会が催されています。

出動時

状況に応じて最適な水防工法を実施します。堤防の決壊を未然に防いだり、水害を最小限に食い止めるのが目的です。



■木流し工法

水の流れが急なとき、枝葉のよく繁った木を川に流し、水の勢いを緩やかにして堤防が削られるのを防ぎます。



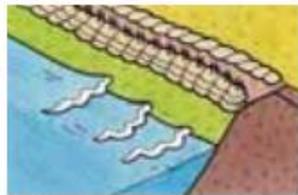
■月の輪工法

堤防の裏側に水が漏れだしたとき、半円形に土のうを積んで、川の水位と漏れた場所との水位の差を縮めて圧力を弱め、水漏れが広がるのを防ぎます。



■シート張り工法

水の流れて堤防が削り取られたり、水が漏れたりしないように、防水シート(マット・畳・むしろ等)を張って堤防を守ります。



■積み土のう工法

堤防の上に土のうを積み上げて、水が堤防を越えるのを防ぐ工法です。水防工法の基本ともいえる工法で、ひとつの土のうには、20~30kgの土や砂が詰められ、さまざまな工法にも使用されています。

非常時・緊急時

水害の危険が予測される非常時には、皆さんに水防活動への協力などをお願いすることがあります。

- 水防活動がスムーズに効果的に実施できるように、水防活動へのご理解とご協力をお願いします。



■水防活動への協力要請

住民に対する協力要請があったときは、進んで水防活動に協力しましょう。



■緊急通行

緊急時には道路でなくても通行させていただくことがあります。



■公用収用

水防活動の現場で、一時的な土地の利用や、竹や木を使わせていただく場合があります。



■水防通信

緊急時には、水防関係者に電話などの通信設備を優先的に利用させてください。

■市町村等から避難を呼びかけることもあります。

Q65 「ハザードマップ」にはどのようなものがありますでしょうか？また、どこで入手できるか教えていただけませんか？

A65 各自治体が洪水はん濫や内水はん濫、高潮、津波、土砂災害、火山等に対して作成しています。入手方法は自治体にお問合せ下さい。

「ハザードマップ」は、洪水はん濫や内水はん濫、高潮、津波、土砂災害、火山等が起きたときに、住民の方々が安全かつ迅速に避難行動を行っていただくために作成されたものであり、各自治体が作成することになっています。

これらは作成した自治体により各戸への配布、役場等での閲覧、ホームページでの公開などの方法により公表されていますので、入手方法等については、各自治体の防災担当窓口へお問い合わせ下さい。

洪水ハザードマップは、下記のホームページでも閲覧できます。

国土交通省ハザードマップポータルサイト (<http://disaportal.gsi.go.jp/>)

また、常陸河川国道事務所のホームページでは、洪水時の避難行動に参考としてもらうために、以下の情報を公表していますので、参考にしてください。

● **浸水想定区域** (<http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00108.html>)

久慈川・那珂川及び久慈川支川の里川、山田川、那珂川支川の藤井川、桜川、涸沼川において、計画で想定している洪水が発生したときに被害が想定される沿川地域を対象として、万が一破堤した場合の浸水想定区域及び水深を示しています。

● **破堤した場合の洪水はん濫状況**

(http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi_index023.html)

河川改修の長期的な目標としている規模の洪水で、堤防が破堤した場合の洪水はん濫状況をシミュレーションした結果を破堤からの経過時間毎に示しています。

● **動く浸水想定区域図** (<http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00051.html>)

浸水想定区域図を作成するために選定した破堤地点における破堤開始からの各時間のシミュレーション結果がアニメーションでご覧になれます。

Q66 洪水の時に気を付けることは何ですか？

A66 管轄する河川の雨量・水位情報、洪水予報等の発令状況、各自治体の避難情報にご注意ください。

夏季から秋季にかけて、台風や豪雨などにより、河川の水位の上昇がおきやすくなります。

この期間は、いつ洪水が発生するか分からないため、事前に必要な情報や、情報の収集先を確認しておきましょう。



● 平常時

万が一の河川の氾濫に備えて、普段から避難先や避難ルートを、各市町村が作成している洪水ハザードマップでご確認ください。(Q65 参照)

洪水ハザードマップは、下記のホームページでも閲覧できます。

国土交通省ハザードマップポータルサイト (<http://disaportal.gsi.go.jp/>)

● 洪水時

管轄する河川の雨量・水位情報 (Q62 参照) 及び洪水予報等の発令状況 (Q62 参照) 等をご確認ください。

合わせて、各自治体から発表される避難準備情報、避難勧告、避難指示の避難情報にご注意ください。

避難勧告や避難指示があった場合には、速やかに避難先に避難してください。

避難情報	行動の一例
避難準備情報 (要援護者待避)	要援護者等は、避難場所への避難行動を開始する。
避難勧告	避難場所等への避難行動を開始する。
避難指示	避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 避難していない対象住民は、直ちに避難する。命を守る行動をとる。

Q67 ライブカメラは何のために設置しているのでしょうか？

A67 ライブカメラは、河川管理の円滑な遂行のために設置しています。

ライブカメラは、非常時及び平常時において河川の流況、河川管理施設等の状況を的確に把握し、河川管理を円滑に遂行することを目的として、那珂川に2箇所、久慈川に1箇所設置し、その静止画像をインターネットで公表しています。

これらの映像は、不法行為等の抑制、災害時の状況確認のために設置しています。

Q68 ライブカメラの設置される場所はどんな場所になるのでしょうか？ またどこを見たら利用できますか？

A68 ライブカメラは、治水上の重要地点に3か所設置しています。 ライブカメラは、事務所ホームページでご覧いただけます。

ライブカメラは、新那珂川大橋、三の丸（那珂川）及び幸久橋（久慈川）の3箇所に設置しています。

このライブカメラは、洪水時に危険箇所となる可能性があり、即座に状況を確認する必要がある治水上の重要地点に設置しています。



これらのライブカメラの映像は、常陸河川国道事務所ホームページにてご覧いただけます。

（事務所ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00151.html>）